

「ゲームの継続」のための公共政策

——懐疑論者による「忍び寄るカタストロフィ」へのアプローチ——

(Public Policies to “Keep the Game Going”:
A Skeptic’s Response to Creeping Catastrophes)

奥田 恒 (Hisashi OKUDA)

要約

This paper concerns skeptics who wonder about self-righteousness or interest of particular groups that is reflected on public policies, and how they deal with “creeping catastrophes”. This paper first reviews debate between incrementalism as a skeptic position and policy sciences which gives various proposals to tackle creeping catastrophes: long term planning and implementation and development of institutions and human resources. Then this paper introduces Chandran Kukathas’s liberalism. Kukathas shares the skeptic attitude with incrementalists, but his main concern is about conflict among values. He recommends that government’s decisions be open to future changes, and that political authorities be separated. This paper argues that Kukathas’s proposal restricts proposals from policy sciences in some respects, but that it finally helps policy sciences to have influence on government decisions for long periods.

キーワード：公共政策，価値，漸進主義，政策科学，クカサス

1. はじめに

公共政策を構想するとき、何を問題あるいは理想とするかについて、意見の不一致が発生する。そのとき、政策に独善や特定団体の私利が反映されていないか疑う、懐疑的な人々が現れる。

公共問題の解決と独善の回避はいずれも重要だが、ふたつを両立させるのは困難な課題でもある。この課題に対し、本稿は政策に対する懐疑論者に注目し、彼らの立場からの公共問題への対処を論ずることでアプローチしたい。「忍び寄るカタストロフィ」と表現される公共問題は、そのためのよい試金石となろう。

1. 1 定義

本稿は「忍び寄るカタストロフィ」を以下のように捉える。それは、将来において、人々の生活や国家の運営に対し不可逆的な支障をもたらすことが予見されながら、問題が徐々に進行するため対処への動機づけが希薄になりがちな問題群である。動機づけの希薄化は、問題解決の負担が現在世代に対して課され、解決の利益は将来世代に与えられることに由来しよう。現

在世代にとっては被害がない、あるいは軽いため、負担の分配をめぐる意見の不一致が顕在化することもありうる。具体例として、地球温暖化などの環境問題や、少子高齢化にともなう将来世代の負担増などが考えられる。これらの問題を放置すれば、将来において異常気象や社会保障費の増大といったかたちで社会構成員を広く脅かす。加えて、時間が経てば経つほど対策費用は増す。それにもかかわらず、いずれの国家、世代や社会階層がどれほどの負担を負うかで意見の隔たりが埋まらず、問題解決が滞りがちである。結果として、将来において、生活環境の掘り崩しや政府の予算不足などによる統治能力の喪失をもたらすと予想される。民主的な政体では、人々は自らの望むところを政府政策に反映させるための競争を繰り返し、生活、社会、政体を維持していく。「忍び寄るカタストロフィ」は、こうした「ゲームの継続」を可能にする条件を、知らず知らずのうちに掘り崩すものである。政府には、そうした事態を防ぐことが求められる。

通常、カタストロフィと呼ばれる、成員すべてが甚大な被害を受ける喫緊の出来事については、政府や政策に懐疑的な立場であっても解決に向けた合意が可能だと主張しうるため、公共問題の解決と独善の回避の両立という課題を容易なものに見せてしまう。それに対し、「忍び寄るカタストロフィ」は、動機づけの困難という性質ゆえに、懐疑論者にそのような容易な回答を許さない。ここに、「忍び寄るカタストロフィ」に対して、公共政策の懐疑論者がいかにアプローチしうるか検討する意義がある。

1. 2 本稿の内容と公共政策学への位置づけ

本稿では、懐疑論を中央政府の価値判断に対するものと定め、その論者として、主に多文化主義の分野で活躍するチャンドラン・クカサスを取り上げる。本稿はクカサスを、チャールズ・リンドブロムら漸進主義者と同様の政治観をもちながら、従来の漸進主義よりも価値の不一致を重視する論者と理解する。クカサスの提案が「忍び寄るカタストロフィ」に対処しうるか検討するため、漸進主義を批判し「最適な政策決定」を擁護した、政策科学者イエヘッケル・ドロアと対比しつつ議論を進める。

クカサスとドロアは、いずれもカタストロフィの回避——特に国家間、民族間の紛争や国際テロリズムの回避——を重要な目標に据えるが、そのための提案は対照的である。クカサスは、価値や利益を異にする集団間の紛争を防ぐには共同体間の連帯や平等を目指すことは逆効果として、相互寛容のもとでの平和的共存という目標のみを追求すべきと主張する (Kukathas 2003b: 30)。ドロアもまた、「他者の殺害を道徳的義務として正当化する『残忍な熱狂』」を対処すべき問題と見なすが、彼の提案は、国内、ときには世界中の人、組織、情報などの幅広い動員を要求する (Dror 2001a)。本稿は、公共政策の積極的推進者としてのドロアと懐疑論者としてのクカサスの理論が、いかに協働、あるいは衝突するか考察することで、「忍び寄るカタストロフィ」へのアプローチを探っていく。

クカサスの議論は、政府による価値判断に懐疑的でありつつ、それを不可避と見なす。彼にとってのよい社会では、政府の価値判断は政治と妥協の産物である (Kukathas 2003a: 34; 2003b: 246)。政治の重視という点で、彼の政治理論は公共政策学、なかでも政策と価値を扱う領域と一致する。

公共政策学は公共問題の解決を目指す学である。その問題意識は、現代の高度に専門分化した社会科学では、公共問題——それ自体複雑で、他の様々な問題と絡みあい、さらに多様な利害関係者が関わる——に対処しうる手段や方針の理論化は難しいというものである（秋吉 & 伊藤 & 北山 2015: 4）。こうした意識は提唱者の一人であるハロルド・ラスウェルまで遡ることができ、特に彼が1971年に発表した公共政策学の再定式化は現在に至るまで引き継がれている。それによれば、公共政策学は「公的および市民的秩序の決定過程についての、そしてそこにおける知識」に関わり、その内容は「コンテクスト依存性」「問題志向」「方法の多様性」を備えるべきとされる（Lasswell 1971: 1; 4）。そこには、上述の公共政策学の目標と問題意識が反映されている。

公共政策学の中で、政策と価値の関係を扱う分野が政策規範論である。その特徴は、真理の追求ではなく、政策の目標設定、手段の選定、評価などにおいて不可避的に行なわれる規範的判断に役立つことを目的とする点であり、合意形成の支援や選択肢の優先順位づけといった実務面での貢献を念頭に置く（佐野 2013: 73-75）。つまり、政策規範論は政治の存在を前提としなければならない（Ibid）。政治の重視という点において、クカサスの政治理論は政策規範論に求められる条件を満たす。

最後に、本稿が用いる「公共政策学」「政策科学」という用語を明確にしておく。ラスウェルは厳密には「政策科学」という用語を用いるが（Lasswell 1971）、ふたつの用語は「広い意味では同じもの」とされる（秋吉 & 伊藤 & 北山 2015: 7）。そこで、本稿では「公共問題の解決を目指す学」は「公共政策学」として統一する。これは、本稿が「政策科学」という用語を、ドロアが提案した「新しい超学問」を指すために用いるためである。秋吉らによれば、ドロアの政策科学は「政策決定をこのように行うべきであるという規範モデル」であり（Ibid: 14-15）、例えば、「システム分析を用いた政策代替案の探求」などの提案をあらかじめ含む（Dror 1971: 55 = 76）。本稿は、それはひとつの主義ないし立場と見なすべきと考え、学問領域としての公共政策学と区別する。

1. 3 本稿の章立て

本稿の構成は以下のとおりである。第二章では、政府決定への懐疑論とそれへの批判を紹介する。「道徳観念を欠く」現実主義に触れたのち、小さな変更を重ねることで政策改善を目指す漸進主義に着目することを述べる。その上で、ドロアが提案した政策科学の議論のうち、漸進主義への批判を取り上げる。

第三章では、ドロアの政策科学を紹介し、それがいかにカタストロフィに取り組もうとするか述べる。まず、メガ・ポリシーという個別の政策を方向づける政策と、メタ・ポリシーと呼ばれる政策決定の環境や方法を整備する政策を、「忍び寄るカタストロフィ」への対処という点から整理する。次いで、政策科学を現実政治に反映するための実現戦略の議論に即し、政策科学の、あくまで民主主義を前提とする態度について述べる。そののち、漸進主義からの再批判を検討し、カタストロフィへの対処にあたり両理論が協働可能であると論ずる。

第四章では、価値の不一致に焦点を当てつつ漸進主義を引き継ぐ議論として、クカサスのリベラリズムを紹介する。まず、漸進主義と政策科学の協働では、価値の不一致への対処は困難

であると論ずる。それにかわる立場を探求するため、漸進主義の特徴を引き継ぎつつ、価値の不一致をより重要な関心事とする論者として、クカサスを取り上げる。そして、彼がいかなる統治原理を支持するか見る。

第五章では、前章で紹介したクカサスの議論が、カタストロフィに対処するためのいかなる提案を受け入れ、またいかなる制限を課すか論ずる。まず、彼の議論から導くことが可能なカタストロフィ解決の理路を挙げる。それは公共問題の解決に資するが、しかし、政策科学の危険性として指摘されうるものにも繋がる。最後に、そうした可能性を許容しうる議論と制限する議論をクカサスのリベラリズムに見出し、ドロアが自らの政策科学に課した但し書きとの総合を試みる。

2 政治・政策における価値判断と懐疑論

まず、公共政策に資すると考えられる懐疑論を同定する。本稿はリンドブロムらの漸進主義に着目し、その狙いと背景を説明する。続いて、漸進主義ではカタストロフィへの対処は難しいとする、ドロアの批判を紹介する。

2.1 「道徳観念を欠く」現実主義

最初に、あまりに懐疑的なため、政策規範として採用することができない立場に触れておく。そうすることで、公共政策学の要請に応える懐疑論の性格が明確になろう。

それは、『「道徳観念を欠く」現実主義』などと呼ばれる立場である (Brown 1998 = 2002: 104 = 140)¹⁾。この立場は、正義を「強者支配の隠蔽に利用される方便」でしかないと考え、それについて論ずる意義を認めない。こうした主張の歴史は古く、ひとつの典型はプラトンの『国家』に登場するトラシュマコスとされる (Ibid)。

しかし、例えばブラウンによれば、そうした人々の説得は不可能だが、彼らの見解に従う積極的な理由もない (Ibid)。強者や富者でも「偽装が正義というレトリックの唯一の用途」であると認めるわけではないため、上記の正義観は退けられる (Ibid)。同様の指摘は、公共政策学において価値を論じる意義としても表明される。「われわれの多くは自分で思っているほど利己的ではな」く、そればかりか「規範的議論に行動を左右されることが少なくない」、という主張がそれにあたる (佐野 2010: 2-3)。

結局のところ、富者や強者の個別の判断には疑義が呈されうるとしても、公共問題とされるものは存在し、政府が何らかの対策を取るべきということは否定しがたい。「道徳観念を欠く」現実主義がそれらの対策に指針を与えることはないため、本稿もそうした立場を手がかりとすることはできない。

2.2 漸進主義

それでは、価値判断や正義への言及に懐疑的な姿勢と、よい政策の構想、実施のための提案との両立を試みる立場はいかなるものか。漸進主義は、抽象的な価値判断を避け具体的問題に注力することで、その両立を試みる²⁾。それは諸価値の体系の定式化、論証に懐疑的であるがゆ

えに、「与えられた個々の政治状況の下でそのつど、そのつど、事態に対処していこうとする」立場のひとつに数えられる（足立 1991: 102）。

この主張は、現行の政策に小さな変更を加える意思決定を行なうことを提案し、そうした活動が終わりなく続くような政策決定のあり方を擁護する（Braybrooke & Lindblom 1963: 71）。漸進主義はもともと、合理的な政策決定の理論のひとつとして提案されたもので、あらゆる選択肢を列挙しすべて検討した上で最も効率的な選択を行なおうとする、総覧的（synoptic）決定モデルへの批判を企図していた（Ibid: 37-41）³⁾。小さな改革への注力によって限られた知的資源を効率的に用いること、一度の政策決定の変化を小さくして失敗の影響を減じ、修正も容易にすることなどを利点とする（Ibid: 114-116）。それらに加えて挙げられたのが、具体的な状況に着目することで、価値の不一致に対して答えを出しやすくなることであった（Ibid: 115-117）。

漸進主義は、それが提唱された当時大きな影響力をふるっていた多元主義と相性がよく、「観点を変えて見るならば多元主義の理論」とも評される（森田 2007: 5）。両者はともに、諸団体の相互牽制と相互調整という、民主的な政体が備える性質に多くを負う⁴⁾。実際、リンドブロムを多元主義者と呼ぶこともあり（足立 2009: 131）、また彼の初期の著作『政治・経済・厚生』は、多元主義の代表的論者であるロバート・ダールとの共著である（Dahl & Lindblom 1953 = 1961）。戦後米国で「基本的に科学的・経験主義的な理論として一般化の道を歩」んだとされる多元主義と比べ（早川 2001: 97）、漸進主義は記述的であると同時に規範的な理論を明示的に目指したと特徴づけることが可能であろう（窪田 2010: 171）⁵⁾。

2. 3 政策科学による批判

漸進主義の提案を、政策科学者ドロアは公共問題への対処として不十分と批判する。まず、彼は漸進主義を政策決定の理論への重要な貢献と認める。それは、新しい政策がもつ不確実性とリスク対策の必要性を訴えるため、重要な教訓をもつという（Dror 1983 = 2006: 146 = 186）。ドロアは漸進主義の基本的な考えを、「ある政策が過去のものとは比べて異なれば異なるほど、その帰結を予測することは困難であるというもの」と捉え、総覧的決定モデル批判について同様の見解を取る（Ibid: 144 = 184）。ドロアの目標は、そうした条件を所与としつつも、公共政策を「最適な政策決定」に近づけることにある（Ibid: 152 = 195）。

ドロアはカタストロフィの回避を重要な目標と見定め（Dror 1971 = 1975: preface = i）、漸進的な変化では対処できない公共問題がたしかに存在すると主張する。なぜなら、参照される過去の政策が満足いくものでなければ無意味であり、問題の性質やありうる政策選択肢が変わっていれば、過去の例に倣うことは不適切かもしれないからである（Dror 1983 = 2006: 145 = 185）。そして彼は、現代社会について、多くの人々が不満を募らせ、過去の政策に不満を抱いている社会と診断することで、漸進主義では十分な成果が得られない問題が多数あると強調する（Ibid: 146 = 186）。当然のことながら、そこには、地球温暖化や少子高齢化といった、「忍び寄るカタストロフィ」も含まれるだろう。

小さな変化のみに着目する漸進主義は、政策選択肢の開発と目標設定の二側面で欠陥がある。第一に、これまで強調してきたように、前例のない問題に対処する手段を漸進主義からは導くことはできない（Dror 1964: 154）。第二に、漸進主義は短期的な目標に注力するあまり、長期的

な目標設定の努力を要請しない (Ibid: 155)。そのため、彼は「漸進的変革の傾向を克服し、より望ましい社会を実現するための革新的な政策に着手できる能力」を求め、自らの構想を展開する (Dror 1983 = 2006: 146 = 186)。

以上のように、ドロアは、深刻かつ差し迫ったカタストロフィを予見し、それを回避する役割を公共政策に求める。そうした目標と比べれば、漸進主義が主張する政策決定の困難は、それほど重大ではないと考える。次章では、ドロアが提案する公共政策へのアプローチを具体的に見ていく。

3 政策科学によるカタストロフィへの対処

ドロアの政策科学は、「斬新な科学的パラダイムを基礎とした新しい超学問」として提唱された (Dror 1971 = 1975: preface = i)。彼は「人類の状態を改善し、カタストロフィを回避するため」、政策科学は必要不可欠と考える (Ibid)。

彼は政策科学が取り組む四次元として、政策分析、メガ・ポリシー、メタ・ポリシー、実現戦略を挙げる。政策分析とはシステム分析を用いて望ましい政策代替案を探求、選択することを指す (Ibid: 55 = 76)。メガ・ポリシーは個別の政策が従うべき指針や仮定の決定である (Ibid: 63 = 88)。メタ・ポリシーには政策決定の方法についての研究および改善の提案が含まれる (Ibid: 74 = 106)。実現戦略は、政策科学の提案を実現することで、実際の政策を改善する方策である (Ibid: 80 = 115)。

3.1 長期的政策のためのメガ・ポリシーとメタ・ポリシー

「忍び寄るカタストロフィ」に取り組む上では、まずメガ・ポリシーが重要である。通常、ひとつの政策だけでは、大きな目標達成や長期的な政策運営の実現は不可能である。政府には、多岐にわたる政策を、一貫性をもつよう組み合わせ目標達成を目指すこと (ときには、あえて一貫性をもたせず複数の目標や利害関係者に配慮すること) が求められる。メガ・ポリシーとはそのために必要な視点である。

ドロアはメガ・ポリシーとして十二の項目を挙げる (Ibid: 63-73 = 88-105)。本稿の関心からは、第一の「総体的目標の設定」と第三の「時間の選好」が重要である。両者はいずれも、長期的な観点を踏まえた政策の構想、実施に関わる。以下、それぞれを概観する。

総体的目標の設定は、実質的目標設定と、将来における政策決定能力の確保のふたつからなる。まず実質的目標設定は、経済発展、機会の平等、安全、イデオロギーのような形而上学的な価値といった、様々な基本的な目標間の優先順位に関する決定を含む (Ibid: 65 = 91-92)。この決定には非常な困難がともなうが、それにもかかわらず、よりよい目標設定のために研究が進められるべきとされる (Ibid: 65 = 92)。研究内容は、政治哲学、応用倫理学などによる価値のあり方についての議論と、人々の間で合意を得るための心理学についての議論などからなると思われる (Ibid: 57-58 = 79-81)。

長期の問題に取り組むためには、実質的目標だけでなく、「実質的目標、選択肢、および将来に対する能力の間の好ましい混合」について決定する必要がある (Ibid: 64 = 89)。多くの複雑な

政策課題では結果が出るまでに時間がかかるため、現在の段階で実質的目標を確定することは不可能あるいは望ましくない可能性があるからである。そのため、将来の政府により多くの政策目標候補とより大きな能力を残すような決定も下されうる（Ibid: 64 = 90）。

次に、時間の選好である。それは、「人は政策の結果がいつ実現されることを望むか」に関する課題である。このメガ・ポリシーを意識することで、「詳細な政策課題と政策の結果に照らしてメガ・ポリシーの繰り返しや再考が必要である」ことが明らかになる（Ibid: 66 = 93）。一般的には、早急な結果を求める政治的事情と、より長期的な目標設定を求める政策の都合が対立することが多いという。政策決定の指針を得るためには、政策とその効果に関する時間選好の早期確立と、厳格な時間管理の認識が求められる（Ibid: 66 = 94）。

さらに、個々の政策とメガ・ポリシーを改善するものとして重要なのが、メタ・ポリシー——政策をいかに決定するかについての政策——である。その重要性は、メタ・ポリシーなしには「漸進的なわずかのこと以上には政策を改善するためにほとんど何もできない」と述べられるほどである（Ibid: 75 = 107）。

メタ・ポリシーの研究と改善のための主題として、ドロアは九個にわたる例を挙げる（Ibid: 76-79 = 110-114）。内容的には、第一にアイデアの供給および洗練のための制度改革、第二に個人の能力開発とまとめられる。前者の例としては政策評価手法の確立、政策研究機関の設立、未来予測のための機関やスタッフを様々な部署に遍在させることなどが含まれる。そうして長期的な政策に関する研究環境を整えることで、よりよい政策の考案が期待できる。後者の例としては、創造性や意思決定能力向上の手法開発や、政治家や市民の教育が挙げられる。その背後には、「どれほど優れた手続き的ルールも、議員や有権者が誤った選択をすることを防ぐ確実な防波堤とはなりえない」という認識がある（足立 1991: 2）。たしかに、将来世代との分配に関わるいかなる構想も、政治家や市民が完全に利己的に振舞えば実現の見込みは薄い。その点で、メタ・ポリシーの研究、改善は「忍び寄るカタストロフィ」への対処に求められる要素である。

3. 2 実現戦略と政策専門家の自己抑制

実現戦略は、メガ・ポリシーやメタ・ポリシーに関する研究の成果を、いかに現実の政治に反映していくかに関するものである。具体的なテーマとしては、政策決定に関わる変化の力学、同様に変化のための手段、最後にそれらの変化を通じて政策決定の改良の方向に働くよう政策科学を構築することからなる（Dror 1971 = 1975: 80 = 115）。

ドロアは、一連の提案が「政策科学者たちが政府を乗とり、プラトンの擁護者となるような政治の全面的な変革への第一歩」と解釈されることを懸念し、そのような意図はないと述べる（Ibid: 80 = 116）。彼の考えは「民主主義の基本的な原則の枠内で」「政治の大幅な改革を進める必要がある」という主張に留まるという（Ibid: 81 = 116）。事実、実現戦略の具体案としては、民主的手続きに則った提言がなされる。コミュニケーション、政策決定者の教育、利益団体を通じた影響力行使、そして政策専門家の社会管理組織への散在と専門機関の設立などである（Ibid: 81-85 = 117-123）。具体的なイメージとしては、経済学者の例がわかりやすい。経済学の知識と経済学者は政策に大きな影響をもつが、それでも経済学者に権力が集中しているとはいえない。なぜなら、まず彼らの見解は多様であり、かつ社会管理組織に広く存在するからである

(Ibid: 81-117)。

一連の改革を進めるため、ドロアは政策専門家というエリート集団に期待を寄せるが、彼らが民主的に選ばれた決定者の価値判断に従うことは当然の前提とされる。政策専門家の義務は、「価値判断者の正統な機能を奪うことやその領域を侵害することなく」、彼らの「選択能力を高めるよう促す」に留まる (Dror 1983 = 2006: *xx* = 16)。そのため、政策科学の様々な研究、改善領域の中には、正統な価値判断者に属すべき「最終的な価値判断自体は含まれない」のである (Ibid) ⁶⁾。

政策専門家たちには、自らの価値判断を政策決定に反映させないよう、様々な自己抑制が要求される。例えば以下の提言である。まず、「政策科学者は、自らがある価値の信奉者なのか、それとも価値自由な知識の獲得を目指しているかについて明言」することが求められる (Ibid: *xxii* = 18)。さらに、「自分が不道徳だと考える価値に奉仕する政策決定を『改善する』こと」は戒められる (Ibid)。加えて、価値への「全人格的コミットメントは、それがいかなるものでも、悪影響をもたらすことを認識すべき」とされる (Ibid: *xxii* = 19)。つまり、メガ・ポリシーやメタ・ポリシーが大胆な政策、制度改革を提案するとしても、政策専門家には、あくまで助言や教育といった穏当な手段による影響力行使が求められるのである。

3. 3 漸進主義と政策科学の協働

漸進主義者のドロアへの応答は、第一に政策科学による問題解決にも限界があるという指摘、第二に漸進主義的決定の有効性の再擁護である。第一の応答は、漸進主義をうまく適用できない状況はたしかにあるが、「巨大なリスクがすさまじく複雑かつ迅速に変化する状況と組み合わせたとき、うまく機能する戦略など存在しない」だろうと、政策科学の有効性に疑いをかける (Weiss & Woodhouse 1992: 263)。たしかに、いかなる立場であっても、公共問題への完璧な処方箋を提供することは不可能であろう。第二の応答として、漸進主義が目標設定を行ないえないという批判に対し、能力ある行政府のもとでは漸進主義的決定も目標をもった強力な政策運営を行ないうる、と指摘する (Quinn 1982: 613-614; Weiss & Woodhouse 1992: 259)。以上二点の応答により、漸進主義の批判者と擁護者は、いずれも成功の保証はないが、政策決定者にいっそうの熟考を求めることで成功の見通しを得やすくするという点で合意可能だという (Weiss & Woodhouse 1992: 264)。

一見すると、漸進主義が分権的な制度下の場当たりの政策変更を擁護するのに対し、政策科学はより集権的な政策決定を支持するかに見える。しかし、漸進主義者も、熟考の末に得られた長期的な政策目標を掲げることを否定しない。いいかえれば、漸進主義者もメガ・ポリシーを考慮することは可能である。さらに、大きな目標設定や長期的な政策運営といったメガ・ポリシーの要請は、能力を備えた行政府のもとで満たされるとされる。ならば、政策決定者の能力開発を提案するメタ・ポリシーを受け入れることもまた検討されよう。漸進主義者もまた、そうした合理的決定の可能性を高める必要性に同意する。

他方、政策科学者も、トップ・ダウンであらゆる決定を行ない実施するような意思決定方法を想定するわけではない。そのことは、前節で扱った実現戦略が、民主的な政体を前提にしたことからわかる。加えて、メガ・ポリシーの要請には、合意調達やリスクヘッジのため、あ

えて一貫した政策を採用しないという選択肢も存在する（Dror 1971 = 1975: 65 = 91; 73 = 104）。すなわち、政策科学を採用しても、漸進主義の当初の提案がすべて放棄されるわけではない。政策科学と漸進主義は、このようにして協働しうる。

4 クカサスのリベラリズム：狙いと政治秩序

ところで、合理的な政策決定に留まらない、漸進主義のもうひとつの利点は、政策過程における価値の対立に対し適切かつ現実的な回答を提供した点にあるとされる（足立 1991: 133）。ブレイブルークとリンドブロムによれば、抽象的な価値の捉えづらさは、人の価値観を知ることが難しく、またそれが不安定であるために政策的な困難をもたらす（Braybrooke & Lindblom 1963: 115）。漸進主義を取ることで、政策の目標とありうる結果が限定され、分析すべきものがより具体的になる。具体的な事例を分析することで、分析者は「ほかの価値に関する漸進的变化を得るため、ある価値をどれだけ犠牲にしなければならないか」、決定しやすくなるという（Ibid: 117）。

しかし、政策科学との協働は、合理的な公共問題の解決には資するかもしれないが、価値の不一致に対処しやすいという利点を失わせる。第一に、漸進主義は小さな変化のみを認めることで、価値の衝突を和らげようとした。ならば、政策科学との総合によって実現されるはずの比較的大規模な改革では、その利点は得られないのではないか。第二に、大規模あるいは長期にわたる政策を行なう際は、影響範囲の大きさや将来予想の難しさから、具体的な選択肢の比較考量が不可能な場合もあろう。意思決定制度や人材に関わるメタ・ポリシーの改革ではなおさらである。そのとき、抽象的な価値の問題について論ずることは不可避となろう。

こうして、「忍び寄るカタストロフィ」への取り組みを構想する上で、価値の不一致に取り組むという課題が現れる。本章では、漸進主義的な議論を引き継ぎつつ、価値の不一致という論点を最重要と位置づける論者として、クカサスの議論を紹介する。

4. 1 漸進主義とクカサスのリベラリズム

主に多文化主義の分野で活躍するクカサスの議論を、漸進主義の特徴を引き継ぐと位置づけることへの疑問はありうるだろう。そこで、この点を多元主義の変遷に即して説明したい。先に述べたように、漸進主義と多元主義は同様の政体を前提とし、見方を変えれば同じ理論とされることもある。それらは、様々な団体の牽制と調整、それにとまなう小さな変化の積み重ねを——明示的か否かはともかく——事実としても規範としても重視する。ならば、多元主義的な決定が引き継がれ、擁護されている問題領域で、漸進主義が主張したような利点が見出される場合もありえよう。

早川誠によれば、「多元主義論は、一九八〇年代に入ると政治学のフレームとしての地位を完全に失」い、かわって政治理論と呼ばれる分野で論争が活発になった（早川 2001: 135）。そうして、「『民族、ジェンダー、性的嗜好に基づく新しい運動』への対応が要請され」、「文化や価値のレベルで新たな多元性の次元が獲得された」という（Ibid: 136）⁷⁾。そうであれば、多元的な政治的決定が合理的たりうると主張した漸進主義的な議論が、多文化主義の分野で引きつがれ

ていることもまた期待しうるように思われる。そして、クカサスの寛容のリベラリズムは、まさしくそうした性格をもつ立場である。

次節以降で詳述するように、クカサスは、価値と利益を異にする諸個人および諸集団を政治の所与の条件と捉え、多元的な意思決定を政治の常態と見なす。そうして彼は、分権的なリベラリズムを擁護し、一元的な権力の集中を批判する。また、彼は権力分割とそれともなう利益集団による政治は「常に不完全な妥協となろう」と認めた上で、「非常に望ましい結果を得ること」よりも「非常に望ましくない結果を最小限にすること」を重視する (Kukathas 2003a: 34)。このような特徴こそ、リンドブロムらが支持する「分節的な漸進主義」が備えるものであった (Braybrooke & Lindblom 1963: 78)。以上のように、多様な団体が参加する政治的決定に関して、クカサスの立場は多元主義者、漸進主義者と同様のものである。

4. 2 クカサスの問題関心と統治原理

本章の残りでは、価値の不一致への対処というクカサスの議論の目的と、そうした関心に導かれた理論が擁護する政治的決定のあり方を確認する。彼の名著『リベラルな群島』の試みは、「(多様性の状況のもとでの) 自由な社会の一般理論」の提案である (Kukathas 2003b: 4)。その理論は異なる生き方の共存を可能にすべきとされる。

クカサスの理論の出発点は、ヒュームの議論に触発された人間本性である。「人間は、自己利益、愛情、原理、あるいはそれらの組み合わせによって動機づけられ、特定の目標を追求すべく行動する」(Ibid: 45)。なかでも、クカサスは原理(別の言葉でいえば良心)を、最も重要な動機として強調する (Ibid: 48)。ここでいう「良心」は通常の用法よりも広く、「道徳感覚と略同じものとしても」捉えられている (古賀 2004: 21)。

個人が良心を共有、習得、実践する場として挙げられるのが「アソシエーション」である。人間は良心を、まわりの人々との結びつきを通じて、アソシエーションにおいて身につけ、実践する (Ibid: 90-93)。クカサスのアソシエーションは、個人からなる集団であり、その成員によって認められた権威によって統治されるという特徴をもつ (Ibid: 92)。

彼は「自由な社会を特徴づける根本的な原理はアソシエーションの自由」であると論じ、それは以下のふたつの要求からなると主張する (Ibid: 75)。第一にアソシエーションを離脱する自由であり、第二にアソシエーション間の相互寛容である (Ibid)。この原理は、ロールズの重なり合う合意の重なり合う部分を「さらに縮減し、最低限にしたもの」と解釈することが可能であり、その場合、国家によって強制されうる (嶋津 2011: 19)。というのは、ロールズの重なり合う合意論は、リベラルな政治共同体の市民に対し、それぞれの包括的信条に他の包括的信条と重なる部分をもたせる義務——それは個々の包括的信条に優先される——を負わせる (Ibid)。そして、嶋津格の解釈によれば、他との重ね合わせを拒否する信条に対しては、国家による強制力の行使が認められざるをえない (Ibid)。嶋津の関心が非リベラルな共同体に生きる人々の離脱の自由であるのに対し、本稿の関心は、「アソシエーションの自由」により統治される社会における意思決定のあり方とカタストロフィへの対処方法である。

アソシエーション間の関係についても確認しておく。クカサスの議論の独自の点のひとつは、アーミッシュやフッター派という、非リベラルな共同体に対しても寛容の原理を適用する点で

ある。彼の考えでは、ほかの人々が彼らの存在と生き方を知ってさえいれば、アーミッシュやフッター派が彼らの生と価値をいかに理解するかは伝わる。そうであれば、非リベラルな共同体も公共的理性の領域の一部たりうると彼は考える（Kukathas 2003b: 128-129）。

そうして成立する領域はロールズが批判する「暫定協定」に近いと思われるかもしれない、と前置きした上で、クカサスは両者の違いを説明する。ロールズは暫定協定を、異なる集団的利益の力の間でのバランス調整にもとづく、ある種の合意と理解する（Ibid: 132）。それに対して、クカサスの公共領域は「単なる力の均衡ではな」く、「諸集団や共同体の交流から現れる」と主張される（Ibid）。交流は、交易や外部の人間との婚姻などのために必要とされるが、同時に諸共同体の価値面での妥協という帰結をもたらす（Ibid: 132-133）。諸共同体は「商人や養子といった、よろこばしい侵入者との関係を規定する規範と法を発展させる」必要に迫られ、「自身の慣習および道徳的理想の維持と、それらの妥協とをうまく両立せざるをえなくなった」のである（Ibid: 133）。クカサスの公共領域は、以上のようにして現れる、「異なる道徳的実践が収斂する領域」である（Ibid: 131-132）。

4. 3 中央政府の意思決定

クカサスにとって政治過程とは、様々なアソシエーションの利益の集合である。彼は近代国家を、「あらゆる重要な政治的プレイヤーが貧しい人々の擁護者となることを要求する政治的競争の場」と見なす（Kukathas 2002b: 117）。このとき、国家内部の強者たちは、「彼ら自身の利益の安全を担保する法律と国家の力を支持し、かつそれらを促進するために富を用いる」と想定されている（Ibid）。また、クカサスの見るところ、利益の対立はアソシエーション内の大衆とエリートの間にも存在し、それゆえエリートによって先導されるアソシエーションの政治的要求は、かならずしも大衆の利益にかなうとは限らない（Kukathas 2003b: 87-88）。以上に鑑みて、多数者支配の伸張を防ぎ、永続的な少数派を作りださないことが、彼の理論的目標のひとつとなる（Ibid: 89）。

上記のような社会観と統治の目標を踏まえ、クカサスは、国家に「審判」という役割を担わせる。具体的には、「多くの共同体とアソシエーションから構成される社会において不可避免的に発生する問題を処理し、それらの集団が共存できるような秩序の保全を試みる」役割が国家に期待される（Ibid: 212-213）。審判の役割は「ゲームの結果を決定することではなく、単に紛争や論争が発生したときに判定を下し、ゲームを維持すること」と定められる（Ibid: 213）。

その際の審判の態度は「善意ある無視」であるべきとされる。これは、国家が中立な審判であることは不可能であるという彼の認識に由来する。なぜなら、国家もまた、諸アソシエーションと同様に自らの倫理的立場と利益を持たざるをえず、加えて、諸アソシエーションは彼らの価値と利益を優先するよう、絶えず国家に要求するからである（Ibid: 213-214）。アソシエーション間の妥協と不平等はどうしても生じてしまうため、その代替案として「善意ある無視」が提案される（Ibid: 236）。諸アソシエーションをいかに和解決させるかという問題に、「善意ある無視」は、国家の決定は「政策や正義ではなく、偶然と歴史の結果」であると宣言することで対処しようとする（Ibid: 246）。そうすることで、「現状が公正なものではなく、それゆえ変化の可能性に開かれていることが示唆される」のだという（Ibid）。

以上の構想は、国家、国家の正義、そして国家において影響をふるうエリートたちに対する、クカサスの懐疑的な認識を背景とする。第一に、彼の見方では、公正の達成は不可能であるにもかかわらず、ある決定を正義に適用ということでそれが正当化されてしまう。第二に、富者や強者は自らの権力増大のため、正義の追求を利用しようとする。したがって、国家の決定を正義と見なすことは、富者や強者に有利な、固定的な制度をもたらすことになる。それは少数派を不利な位置に留めおき、ときに反感を募らせ紛争を招く。

ただし、クカサスの立場は、第一章で触れたトラシユマコスのような現実主義者とは異なる。なぜなら、彼は個人の良心を認め、人々がそれによって統治し、されることを、現実の描写としても規範としても擁護するからである。彼の懐疑論は、人々の良心のための統治が、国家という領域において正義という正当化のもとでなされることに対するものである。現状の制度や政策に対して思い入れをもたず、そのときそのときの決定に対して将来の変化を強調する点は、「永続的かつ連続的な改革の必要を声を大にして奨励する」漸進主義者に近い態度であろう（足立 1991: 137）。

クカサスの議論が漸進主義と異なる点は、国家に対する審判としての特徴づけと、その態度としての「善意ある無視」の要請である。本章の冒頭で述べたように、合理的な問題解決に向けて漸進主義と政策科学が協働するとき、価値の不一致の問題が蔑ろにされる。ドロアはもとより漸進主義者も、長期的な目標設定のために能力ある行政府への期待を表明する。クカサスの立場からは、これは機会を捉えて権力拡大を図るエリートらに無防備な構想と評されよう。それに対し、「善意ある無視」は、エリートを利する固定的な制度創出を否定するため、政府の決定が変化に開かれていることを保証する狙いをもつ。このことは、少数派の不満を和らげ、アソシエーション間の衝突を回避することにも繋がる。その結果、比較的長期あるいは大規模な政策変更の際しても、抽象的な価値観どうしの調停の際しても、不利益を被る集団に対し、その不遇は一時的であるとして受け入れさせる道筋が用意されるのである。

5 「リベラルな群島」におけるカタストロフィへの対処

「忍び寄るカタストロフィ」への対処には、長期的な目標設定、政策実施が必要である。ドロアの政策科学でいえば、政策価値を含む目標の設定、時間の経過を踏まえた目標や諸過程の設定および更新という、メガ・ポリシーに含まれる要素である。また、一連の政策は、メタ・ポリシーという、政策の決定および実施過程を改善する政策によって補完される。それでは、クカサスによるカタストロフィ回避の理路はいかなるものになりうるか。

5.1 問題解決のありうる理路

前章で整理したクカサスの政治秩序論は、カタストロフィ回避の理路として、以下のふたつを導きうる。第一に、クカサスは個人とアソシエーションが良心によって動機づけられることを強調していた。良心が及ぶ領域は制限されていないため、諸アソシエーションが、国家レベルの危機への対処のために貢献することは可能である。個人やアソシエーションによる一方的な問題解決への貢献は、例えば世界の貧困削減について論じる文脈で可能と認められてい

る（Kukathas 2006: 26）。個人レベルで行動を起こす際は寄付などが現実的な選択肢だが、中央政府の政策という観点からは、政治参加を通じた政策目標の表明などが考えられる。こうしてなされた政治および政策へのコミットメントは、さらに個別のアイデアをめぐる政策論争の契機となりうる。しかし、この理路では、政策形成の成否は諸アソシエーションの良心に委ねられるのみである。特に、クカサスのリベラリズムは「アソシエーションの自由」を保障するがゆえに、それ以上積極的なコミットメントを要請することは難しい。そこで、第二の理路が必要になる。

第二に、国家には秩序を維持し「ゲームを継続させる」審判の役割が期待されるため（Kukathas 2003b: 212-213）、カタストロフィをゲームの障害と見なすことで、対策の構想が可能となる。もともと、クカサスの議論における国家は、アソシエーション間の紛争や対立に際し、平和的共存のための調停役を担う。しかし、大多数の成員の生活を掘り崩し、国家の統治能力を失わせるカタストロフィが予見されるとき、それを平和的共存というゲーム目標への障害と見なすことは可能であろう。クカサスが主張するように、国家もまた倫理的な、かつ自らの利益をもつ主体である（Ibid: 213-214）。それゆえ、国家がカタストロフィを止める動機をもつと想定することは可能であると思われる。ドロアの用語でいえば、クカサスも従来の漸進主義と同じく、メガ・ポリシーによる長期的な政策目標の設定を受け入れる余地がある。ふたつの理路をまとめると、国家は、より小さいアソシエーションから政策アイデアやフィードバックを得つつ、長期的な政策の構想、実施に従事することが可能となる。

5. 2 政策科学の危険性

しかし、上記二点の関係を考えると、国家が、諸アソシエーションの価値を、秩序維持に都合よいものに変容させるべく働きかける可能性があるように思われる。それは円滑な政策形成を助けるが、同時に諸アソシエーションに対する国家の「正義」の押しつけと捉えられうる。クカサスの考えでは、正義は、政府の決定を正しいと擁護する結果、固定的な制度を創出せしめ、秩序ではなく紛争をもたらすものである（Kukathas 2003b: 246; Kukathas 2006: 10）。こうして、国家レベルでの公共問題の解決と、諸個人およびアソシエーションによる良心の追求は両立可能なかという問題に取り組む必要が出てくる。

国家の価値および利益という観点から考えると、国家が積極的に行動した結果、アソシエーションの自己決定が制限されることはありうる。事実、ドロアの政策科学には、アソシエーションのもつ文化的性格への介入といえるものが含まれる。それは、「文化における『合理的内容』」と呼ばれる観点で、その文化による現状説明が自然主義的か神秘主義的か、どの程度目的追求型の活動を志向するか、儀礼的行為とフィードバックのどちらに従い行動を変えるか、によって左右される（Dror 1983 = 2006: 291-292 = 329）。彼はこれをもって、発展途上国において「公共政策決定を伝統文化からある程度孤立させること」を正当化しようと述べる（Ibid: 292 = 330）。なぜなら、それらの国々では、「新しいエリート」が備える文化の方が伝統的なそれより、ずっと合理的だと考えるからである（Ibid）⁸⁾。

文化の合理的内容は近代国家においても強化される必要があるとされる。その場合は、より穏健な要求のみがなされるとドロアは予想する（Ibid）。しかし、クカサスの関心は、ドロアの

言葉でいえば「合理的内容」を欠く非リベラルなアソシエーションの居場所を、「近代社会」においても確保することであった。発展途上国に関するドロアの議論を敷衍すれば、政策科学がアーミッシュやフッター派などのアソシエーションの「合理化」を求めることは十分ありうる。こうした試みは、政策科学のメタ・ポリシーに相当する。クカサスとドロアの議論はこの点において衝突しうる。最後に、こうした改革案をクカサスがいかに評価するか論ずる。

5. 3 群島における政策科学

クカサスの政治秩序論はしかし、上記のようなドロアの提案をまったく受け入れないわけではない。なぜなら、国家レベルにおける政治的決定の必要性は認められており、その決定が個人およびアソシエーションに対して不平等なものにならざるをえないこともまた明言されているためである。

また、クカサスは文化には道具的な価値しか認めないこと（松元 2009: 74）、同様に文化的多様性も所与の条件としか見なされないことも注目に値する⁹⁾。彼の見解は、「差異、そしてそれが生み出す境界と分離は、意見の不一致と衝突の原因」なので、世界が多様性を欠いていればよりよい点もあったろうと述べるほどである（Kukathas 2002a: 206）。クカサスにとって重要なのは、あくまで個人による良心の実践であり、それに抵触しない政策代替案であれば正当化される見込みはある。

さらに、前章で確認したように、そもそもクカサスの「アソシエーションの自由」が拠って立つのは、様々な共同体の交流による道德実践の収斂であった。相互の交流は諸共同体の価値観の妥協をもたらし、公共領域を創出した。そうであれば、アソシエーションに共通の問題であるカタストロフィに対処するため、いっそうの交流を促し、道德実践のさらなる収斂を期待することは不可能とはいきれない。

それでは、クカサスの懐疑論はドロアの提案に、どのような制限を課すことになるか。第一に、改めて確認すべきは「善意ある無視」の要請である。それは、そのときどきの国家による決定が不平等であることを認めるがゆえに、変化に開かれていることを了解する。そうであれば、ドロアのメタ・ポリシーの提案は、それが数ある提言のうちのひとつであり、いつでも撤回される可能性があるという留保のもとで認められうる。クカサスという懐疑論者の立場から大規模、長期的なカタストロフィに対処することは、そのつどの政策決定で不利な扱いを被らざるをえない個人ならびにアソシエーションに配慮し、そうした状況を変化に開かれたものと確認することである。

第二に、権力の分割という、彼が擁護するリベラリズムの重要な性格が参照されるべきである（Kukathas 2003a: 34）。クカサスは、権力分割とそれにとまなう利益集団政治は、「常に不完全な妥協となろう」と認める（Ibid）。その上で、「非常に望ましい結果を得ることではなく、非常に望ましくない結果を最小限にすること」を重視し、一元的な権力の集中を批判する（Ibid）。これは、ドロアが「実現戦略」において政策専門家に課した、民主主義の枠内で改革を進めるべきという但し書きと整合的である。本稿での議論によれば、漸進主義もクカサスのリベラリズムも、分権的な統治からより強力な政策とまで整合しうる、幅をもつ立場であった。主として第三章で確認されたように、そうした幅を備えた性格は、ドロアの大胆な制度改革と民主主

義に則った実現戦略との距離にも見てとれる。ドロアはより近年の著作では、グローバルな領域における政策エリートへのいっそうの権力集中を擁護しており（Dror 2001b = 2012）、本稿で提示した懐疑論者の視点はいっそう重要となる。

以上のような制限は、しかし、長期的には政策科学に資するものにもなりうる。世界の多様性を所与と見るクカサスは、「人々が自分だけで、かつ異なった仕方では考えるという性向をもつ以上、いかなる政治的イデオロギーも永遠の、あるいは特別長きにわたる勝利すら収めることはない」との認識を示す（Kukathas 2003a: 37）。彼の考えでは、そうした認識を欠くがゆえに、社会主義やリバタリアニズムといった、政治の理論をもたないイデオロギーは失敗を運命づけられている（Ibid）。政策科学が長期にわたり影響をもち、忍び寄るカタストロフィに対処するには、多様な団体の牽制、調整を所与とした目標実現という懐疑論者の視点——それは政策科学が自らの実現戦略に課した条件でもあった——を踏まえることが必要といえよう。

6 おわりに

本稿は、公共問題の解決と独善の回避の両立を念頭に置き、懐疑論者は、生活や政体の維持という「ゲーム」を掘り崩す「忍び寄るカタストロフィ」の回避に貢献しうるか論じてきた。まず、公共問題に対処しうる懐疑論として漸進主義に着目し、その関心と利点を引き継ぐ立場としてクカサスのリベラリズムを扱った。議論の過程では、両理論がカタストロフィに対処可能か、ドロアの政策科学と対比しつつ考察した。

漸進主義は、合理的な問題解決という点では政策科学と協働可能だが、その際、価値の不一致への対処という利点を失ってしまう。それに対し、クカサスは個人間、アソシエーション間の価値の不一致を重視するため、漸進主義とは異なる制限を政策科学に課そうとする。それは、政策決定が変化に開かれているとの保証、そして権力分立の維持である。

ドロアの政策科学は、メガ・ポリシーとして公共問題に対する長期的な取り組み方法を提示し、さらにメタ・ポリシーと呼ばれる制度改革や能力開発によって実現性を高めようと試みる。そのようにして、成員の動機づけが難しい「忍び寄るカタストロフィ」に対しても、問題解決の道筋を示そうとする。本稿は懐疑論者であるクカサスですら、ドロアと協働可能であると論じた。それは第一に、共通の問題に対処して「ゲーム」を維持すべきと国家に要請することで、長期にわたる公共問題への取り組みを正当化しうる。第二に、個人による良心の追求にのみ積極的価値を認めることで、諸集団への介入を正当化する余地を多く残す。第三に、価値の収斂により出現する公共領域を認め、活用することで、「共通の問題」の同定、再同定を可能にする。

ドロアの一連の提案は、民主主義を前提とするという但し書きを備えるものの、問題解決を目指すあまり権力集中に向かう可能性が常にある（薬師寺 1989: 73-77）。そのような場合に備え、権力分散と少数派擁護のため、懐疑論者の視点が求められる。それがひいては、社会が多様であり、それゆえ政治の存在を無視することはできないという認識にわれわれを立ちかえらせる。クカサスによれば、政治と妥協の契機を欠く統治の理論は長続きしない。そうであれば、多様な団体の牽制、調整、妥協の必要性を説く懐疑論の視点を備えることで、政策科学は「忍び寄るカタストロフィ」が解消されるまでの長期間、現実政治への影響力を行使できることになる

だろう。

注

- 1) これは、クリス・ブラウンによる国際的正義論の中で言及されるものだが、正義一般に対する懐疑論として紹介されるため (Brown 1998 = 2002: 104 = 140)、中央政府の政策にも適用可能だろう。無政府状態を常とする国際的な領域においては、トラシュマコスのような主張はより受け入れられがちなため、言及されたものと思われる。
- 2) その他の日本語表現として、「増分主義」、「漸変主義」、「インクレメンタリズム」など。
- 3) いわゆる自由市場モデルが用いる意思決定の方法が念頭に置かれている。取りうるすべての行為とそれらのありうる帰結を想定し、厚生関数に沿ってランクづけすることで、最も合理的な決定を下そうとする (Braybrooke & Lindblom 1963: 37-41)。「完全合理性モデル」「純粹合理性モデル」「包括的合理性モデル」とも呼ばれる (Dror 1964: 155; 1983 = 2006: 132 = 173; 足立 2009: 163)。
- 4) 足立によれば、多元主義は「諸集団が織り成す相互牽制・相互調整 (利益配分を巡る集団間の対立・抗争・妥協・調整)のプロセスに目を向け」、「その産物として (中略) 政府政策を記述・説明しようとする」(足立 2009: 131)。漸進主義の主張は、「多種多様な集団間の複雑な相互牽制・相互調整の結果として採択される政府政策は一般に、(中略) 従来までの施策を基本線で踏襲しつつそれに小さく緩やかな改良を加えようとするものになる」と要約される (Ibid: 142)。ただし、足立は多元主義と漸進主義の関係については、判断を保留している (Ibid)。
- 5) とはいえ、行動論的政治科学者の代表であるダールやイーストンも、自らの議論の規範的次元に自覚的であったとされる (松元 2014: 135-136)。他方、リンドブロムらは、その後の批判に応えるかたちで、漸進主義を目指すべき目的と捉え直していくことになる (窪田 2010: 171)。
- 6) 具体的には、「価値観の衝突、諸価値のもたらす帰結、諸価値の非一貫性、諸価値に対する動機づけなどを取り扱う分析的、心理学的な努力が大いに必要であり、それには選択肢として新しい価値の創造も含まれる」(Dror 1983 = 2006: xx = 16)。
- 7) ただし、早川の議論の主眼は、そのような拡張作業による多元主義論を支えていた枠組みの質的転換とその問題点である (早川 2001: 136)。
- 8) 開発独裁などの権威主義的な統治が想定されていると思われる。
- 9) クカサスの考えでは、「多様性の道徳的重要性は、それが優勢であることにある」(Kukathas 2002a: 206)。

参考文献

- Braybrooke, David, and Lindblom, Charles E., 1963, *A Strategy of Decision: Policy Evaluation as a Social Process*, New York: Free Press.
- Brown, Chris, 1998, "International Social Justice", Boucher, David, and Kelly, Paul, *Social Justice: From Hume to Walzer*, London: Routledge, 102-119 (押村高訳「国際的社会的正義論」飯島昇蔵, 佐藤正志『社会正義論の系譜』ナカニシヤ出版 137-161)。
- Dahl, Robert A., and Lindblom, Charles E., 1953, *Politics, Economics, and Welfare*, New York: Harper (磯部浩一訳『政治・経済・厚生』東洋経済新報社 ※抄訳)。
- Dror, Yehezkel, 1964, "Muddling Through — "Science" or Inertia?", *Public Administration Review*, 24: 153-157.
- , 1971, *Design for Policy Sciences*, New York: American Elsevier (宮川公男訳『政策科学のデザイン』丸善)。
- , 1983, *Public Policymaking Reexamined*, New Brunswick: Transaction (足立幸男監訳, 木下貴文訳『公共政策決定の理論』ミネルヴァ書房)。

- , 2001a, “The Bitter Necessity: A Global Leviathan”, Published in the Website of the World Future Society. http://www.bobkroner.com/sites/default/files/bobkroner_publication/Dror-Global-Leviathan.doc (2015/11/20 アクセス).
- , 2001b, *The Capacity to Govern*, London: Routledge (足立幸男, 佐野亘監訳『統治能力』ミネルヴァ書房).
- Kukathas, Chandran, 2002a, “Equality and Diversity”, *Politics, Philosophy & Economics*, 1 (2), 185-212.
- , 2002b, “Social Justice and the Nation-State: A Modest Attack”, Bell, Daniel A., and De-Shalit, Avner, *Forms of Justice: Critical Perspective on David Miller’s Political Philosophy*, Boulder: Rowman & Littlefield, 107-122.
- , 2003a, “The Cultural Contradictions of Socialism,” *Social Philosophy & Policy Foundation*, Vol.20 Issue 01, 18-37.
- , 2003b, *The Liberal Archipelago: A Theory of Diversity and Freedom*, Oxford: Oxford University Press.
- , 2006, “The Mirage of Global Justice,” *Social Philosophy & Policy Foundation*, Vol.23 Issue 01, 1-28.
- Lasswell, Harold D., 1971, *A Preview of Policy Sciences*, New York: American Elsevier.
- Quinn, James Brian, 1982, “Managing strategies incrementally”, *Omega*, 10: 613-627.
- Weiss, Andrew, and Woodhouse, Edward, 1992, “Reframing Incrementalism: A constructive response to critics”, *Policy Sciences*, 25: 225-237.

- 秋吉貴雄, 伊藤修一郎, 北山俊哉 2015 『公共政策学の基礎 新版』有斐閣
- 足立幸男 1991 『政策と価値』ミネルヴァ書房
- 2009 『公共政策学とは何か』ミネルヴァ書房
- 窪田好男 2010 「公共政策学・政策評価論・日本型政策評価」山谷清志編著『公共部門の評価と管理』晃洋書房 166-188
- 古賀勝次郎 2004 「チャンドラン・クカサス『自由主義群島——多様性の政治哲学』」『早稲田社会科学総合研究』第4巻第3号 17-31
- 佐野亘 2010 『公共政策規範』ミネルヴァ書房
- 2013 「規範的政策分析の確立に向けて」『公共政策研究』第13号 65-80
- 嶋津格 2011 「自由主義は反自由主義を包摂できるか——アヤーン vs チャンドラン——」ヨンパルド, ホセ編『法の理論 30』成文堂 3-22
- 早川誠 2001 『政治の隘路——多元主義論の二〇世紀』創文社
- 松元雅和 2009 「現代自由主義社会における寛容」『法学研究』82巻8号 49-76
- 2014 「政治理論の歴史」井上彰, 田村哲樹編『政治理論とは何か』風行社 127-150
- 森田朗 2007 「インクリメンタリズムの論理構造」同著『制度設計の行政学』慈学社 3-36
- 薬師寺泰蔵 1989 『公共政策』東京大学出版会

